

茨城町農業委員会の委員（農業委員）及び 農地利用最適化推進委員の募集要項

1 目的

茨城町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の任命及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱するにあたり、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対して、委員候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をするものである。

2 委員の業務内容

(1) 農業委員

- 1) 農地法等による農地の利用調整や許認可業務
- 2) 遊休農地の発生防止及び解消に向けての調整
- 3) 農地の無断転用の防止、解消に向けた是正指導
- 4) 毎月の農業委員会及び各種会議等への参加
- 5) その他農地等の利用の最適化の推進に必要な業務

(2) 推進委員

農業委員と連携し、担当する区域の農地等の利用の最適化の推進活動を行う。

- 1) 担い手への農地集積、集約を推進するための、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動
- 2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや農地所有者等への働きかけ
- 3) 農地の権利移動等の申請地の現地確認や推進委員としての意見提出
- 4) その他農地等の利用の最適化の推進に必要な業務

3 募集人数

(1) 農業委員 15人

(2) 推進委員 10人

推進委員が担当する区域は、次表のとおり。

地区名	担当する区域	募集人数
長岡地区	長岡, 小鶴, 前田, 谷田部, 大戸, 馬渡, 近藤, 常井	2人
川根地区	木部, 飯沼, 上飯沼, 下飯沼, 下土師, 奥谷, 越安, 蕎麦原, 駒渡, 野曾, 南栗崎, 南川又	2人
上野合地区	秋葉, 南島田, 神谷, 鳥羽田, 生井沢, 下雨ヶ谷, 上雨ヶ谷, 下座, 小幡	2人
沼前地区	小堤, 駒場, 神宿, 海老沢, 城之内, 宮ヶ崎, 網掛	2人
石崎地区	上石崎, 中石崎, 下石崎, 若宮	2人

4 委員の任期

農業委員及び推進委員の任期は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 推薦及び応募資格

(1) 農業委員

推薦を受ける者及び募集に応募する者は、「農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者」とする。

また、女性や青年を積極的に登用するものとする。

(2) 推進委員

推進委員として、推薦を受ける者及び募集に応募する者は、「農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者」とする。

(3) 両方の委員へ同時に推薦、応募することは可能ですが、兼務はできません。

ただし、各委員共通として次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- 1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3) 茨城町暴力団排除条例（平成24年茨城町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等

6 推薦及び応募手続

農業委員及び推進委員の推薦及び応募に当たっては、次のいずれかの手続を経るものとする。

- (1) 町内の農業者からの推薦に当たっては、農業委員推薦書（個人用）（様式第1号）又は推進委員推薦書（個人用）（様式第1号）により、農業者2名以上が連名し、当該農業者の代表者が文書をもって推薦するものとする。
- (2) 農業者の組織する団体からの推薦に当たっては、農業委員推薦書（法人・団体用）（様式第2号）又は推進委員推薦書（法人・団体用）（様式第2号）により、当該団体、組織の代表者の文書をもって推薦するものとする。
- (3) 農業委員及び推進委員の募集に応募する者は、農業委員応募届出書（様式第3号）又は推進委員応募届出書（様式第3号）により提出するものとする。

以上により、推薦及び応募の期間内に持参又は郵送により提出してください。

7 推薦及び応募の期間等

平成30年11月1日（木）から平成30年11月30日（金）まで

土・日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分

（郵送の場合は、11月30日（金）到達分有効）

8 推薦及び応募書類の提出先

〒311-3192 東茨城郡茨城町大字小堤1080番地
茨城町農業委員会事務局
電話 029-240-7117 (直通)

9 推薦及び応募に応じた者の公表等

推薦、応募に応じた者及び推薦をする者については、推薦・募集期間の中間及び終了後、町ホームページ及び町掲示場に、氏名、年齢等について公表する。

10 選考方法

推薦又は応募の理由、地域、年齢、性別等を考慮し選考する。

11 農業委員の任命，推進委員の委嘱及び身分

(1) 農業委員

町長は、農業委員を決定するにあたり、つぎの各号に掲げる事項が含まれるようにし、議会の同意を得た上で農業委員を選任し、辞令を交付する。

- 1) 過半数が認定農業者であること。
- 2) 農業委員会業務に利害関係のない人が含まれること。

(2) 推進委員

農業委員会は、推進委員候補者の資格要件等を評価のうえ決定し、推進委員に委嘱する。

農業委員及び推進委員の身分については、非常勤の特別職となり、業務には守秘義務が伴う。

12 その他

本募集要項に関するお問い合わせについては、茨城町農業委員会事務局まで。